

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 7 号
受付日	平成28年 3月24日
送付日	平成28年 3月24日
答弁受理日	平成28年 4月12日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	豊田政典
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

「四日市市特別職報酬等審議会」の審議について（その2）

平成28年第4号の文書質問に対して納得出来る答弁が得られなかったため、再質問を致します。

「第4号」で述べた通り、議会活動・議員活動の成果・評価は、数字で表すことが難しい中で、同審議会は、数少ない公的な成果評価の重要であるべき機会と考えるため、質問をします。

尚、同審議会の記録は事務局職員の“メモ”でしか残っておらず会議録音もされていないこと、全2回の審議会はいずれも全委員出席の上で行われることはなかったこと、この事については強い違和感を持つところであり、改善を求めておきます。

「第4号」のQ3で「議員報酬額の判断基準」を問うたところ、答弁では、「事務局から判断基準を示すことはありません。」との答でした。それでは各委員は、どのようなモノサシで判断するのでしょうか？

判断基準が示されないまま、「説明資料としては、人口・財政規模等の類似団体の報酬等の額、過去の特別職報酬等の改定状況、一般職の給与改定の状況などのほか、市議会議員等の活動状況や市の財政状況」を説明し、加えて、Q4で指摘したように、委員構成は9名中4名が民間企業関係者であり、委員長は金融・経済を専門とする大学教授である。説明と委員選任の肩書から、「民間給与・民間企業の状況」「他市議会の報酬額」「四日市市の財政状況」という視点から発言することは自然であり、会議録を読む限り、事実そういう発言が多数を占めていました。議員活動に対する評価を判断の基準に置いた発言は、ほとんどありませんでした。

しかし、『四日市市議会基本条例』第33条には、次のように定められています。「議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。」

議員報酬額の判断基準に関して、報酬審議会の運営と『議会基本条例』の定めとは、明らかに齟齬があると考えますが、総務部の見解を明確に説明して下さい。